

○北杜市小淵沢駅周辺地域活性化計画策定委員会設置要綱

平成24年3月23日

告示第18号

(設置)

第1条 小淵沢駅舎・駅前広場整備事業(以下「事業」という。)の市民と一体となった円滑な推進を図り、地域の特性を活かした小淵沢駅周辺地域活性化計画(以下「計画」という。)の策定を図るため、北杜市小淵沢駅周辺地域活性化計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

○ 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他事業の推進に必要と認められる事項

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地元関係者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

○ 第4条 委員の任期は、計画の策定までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを決める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

- 2 この告示の施行の日以降最初に開かれる会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(有効期限)

- 3 この告示は、計画が策定された日に、その効力を失う。